

国指定和白干潟鳥獣保護区
指定計画書（環境省案）

平成15年8月27日

環 境 省

1 保護に関する指針等

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

国指定和白干潟鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

福岡県福岡市博多湾の最大高潮時海岸線（以下「海岸線」という。）と同市東区雁の巣2丁目2514番地の北東端との交点を起点とし、海岸線を北東に進み同区和白4丁目1623番地の3と同1551番地の1の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し市道下和白香住ヶ丘線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み同1551番地の1の北東端に至り、同所から同1551番地の1、同1551番地の75及び同1551番地の58の東側地番界を南進し同区唐原2丁目772番地の1と同772番地の80（唐原北公園）の境界線との交点に至り、同所から同772番地の1の東側地番界を南進し市営唐原住宅東側周回道路との交点に至り、同所から同道路を南進し唐の原川右岸との交点に至り、同所から同所と同川左岸と市道唐原2403号線との交点を結ぶ直線を南進し同所に至り、同所から同川左岸を北西に進み海岸線との交点に至り、同所から海岸線を南西に進み同区香住ヶ丘5丁目15番地の8と同15番地の35との境界線との交点に至り、同所から真西に引いた直線を西進し同区字雁の巣2516番地の南側境界との交点に至り、同所から海岸線を南西に進み同区字雁の巣1363番地の1の東側護岸法線を南東に延長した直線との交点に至り、同所から同直線を北西に進み同護岸との交点に至り、同所から同護岸を北西に進み同区字雁の巣1363番地の5の東側の突堤北側と海岸線との交点に至り、同所から海岸線を北西に進み起点に至る線により囲まれた区域（起点から、海岸線を東進し同区和白4丁目1623番地の3と同1551番地の1の境界線との交点に至り、同所から西に進み海岸線から沖合30mの点に至り、同所から海岸線の沖合30mを北進し福岡都市計画道路3・3・40海の中道海浜公園線の道路南側端の南側沖合50mの線との交点に至り、同所から同道路南端の沖合50mを西進し同区塩浜2丁目南側護岸東端の沖合50mの点に至り、同所から同護岸の沖合50mを西進し同区塩浜3丁目854番地南東端の沖合50mの点に至り、同所から同道路南端の沖合50mを南西に進み同区雁の巣2丁目1800番地の2の南東端の沖合50mの点に至り、同所から海岸線の沖合50mを南西に進み起点の沖合50mの点に至り、同所から同所と起点を結ぶ直線を北西に進み起点に至る線により囲まれた区域を除く。）。

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

平成15年11月1日から平成25年10月31日まで（10年間）

(4) 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

①国指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

②国指定鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、博多湾の最奥部に位置する和白干潟とその前面海域を中心とする地域で、東アジア・オーストラリア周辺地域渡り経路上に位置していることから、シギ・チドリ類、ガンカモ類等の渡り鳥が多数渡来する。特に、春秋の渡りの時期及び越冬時期には、シロチドリ、トウネン、ハマシギ等のシギ・チドリ類が多数渡来し、その渡来数は国内有数の規模である。また、ツクシガモ、クロツラヘラサギ、ズグロカモメ等の希少種の生息も確認されている。

このように、当該地域は、シギ・チドリ類を始めとする渡り鳥の中継地、越冬地として、国際的に重要なことから、集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に基づく鳥獣保護区に指定し、当該地域を利用する渡り鳥の保護を図るものである。

管理方針

- ・鳥類の渡来状況のモニタリング調査、現場巡視等を通して、区域内の生息環境の把握に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことのないよう留意する。
- ・周辺農地において水鳥類による食害が生じていることから、関係地方公共団体、関係機関及び農業生産者による懇談会を設け、農業被害対策の検討を行う。
- ・当該鳥獣保護区は、地域住民の生活圏に隣接しており、干潟環境の改善のためのアオサの除去及びゴミ拾い等の活動について、関係地方公共団体、関係機関及び地域住民と連携・協力しつつ取り組む。
- ・政令指定都市に位置するという立地条件を生かし、関係地方公共団体及びN G Oなどと連携を図りつつ、自然とのふれあい、環境教育・学習の場としての利用を進める。

2 国指定鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 2 5 4 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野	2 ha
農耕地	0 ha
水 面	2 4 9 ha (うち干潟の面積約 8 0 h a)
その他	3 ha

イ 所有者別内訳

国有地	0 ha	}	制限林	0 ha	}	保安林	0 ha		
国 有 林	林野庁所管			0 ha		普通林	0 ha	砂防指定地	0 ha
	文部科学省所管			0 ha			その他	0 ha	

}	}	(以下所管省庁別に記載)		
		国有林以外の国有地 (所管省庁別に記載)		
地方公共団体有地	1 ha	}	都道府県有地	1 ha
私有地等	4 ha		市町村有地等	0 ha
公有水面	249 ha			

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域
 県設福岡市鳥獣保護区

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該地域は九州北部（福岡県福岡市）の玄界灘に通ずる博多湾の最奥部に位置し、和白干潟及びその前面海域からなる。

イ 地形、地質等

和白干潟は、最大干出幅約600m、北側から和白川、東側から唐原川が流入している。ほぼ全域が砂質であるが、部分的には砂泥質、河口付近は泥質になっている。

和白干潟の周辺は、畑、住宅地が迫っているが、唐原川河口周辺から牧の鼻にかけては自然海岸が残っており、岩礁地帯もある。また、和白干潟東側の後背地には約4haの樹林と草地、淡水湿地などが広がっている。雁の巣鼻は、面積約6,000㎡の小規模な砂嘴となっている。

ウ 植物相の概要

① 雁ノ巣鼻（砂嘴）

潮間帯にはハマツナ等から成る塩沼地草原が、波打ち際にはテンキグサ等から成る汀線草原が、砂丘本体にはハマヒルガオ等から成る砂丘草原が、海から砂丘上部に向かってほぼ帯状に配列している。

② 唐原川右岸河口付近

汀線に近い部分ではシバナ等の塩沼地草原やハマヒルガオ等の砂丘草原が見られる。

エ 動物相の概要

鳥類としては、トウネン、ハマシギ、ミユビシギ、アオアシシギ、ソリハシシギ等のシギ・チドリ類が多数渡来し、中でもハマシギとミユビシギについては、推定個体数の1%以上の利用が確認されている。また、ツクシガモ、クロツラヘラサギ、ズグロカモメ等の希少種を含む各種の渡り鳥が、採餌・休息の場として利用している。その他、唐原川右岸河口付近の草原等には、オオヨシキリ等の草原性の鳥類も生息している。

干潟の底生生物としては、ウミニナ、ホトトギスガイ等の貝類、コケゴカイ、アシナガゴカイ等のゴカイ類が確認されており、鳥類の餌等となっている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

ア 被害の報告

本鳥獣保護区は、博多湾内の干潟とその前面海域を中心に指定されており、区域内に農地は存在しないため、区域内での農業被害はないが、周辺農地でカモ類による食害が報告されている。

また、本鳥獣保護区内の水面は漁業権が設定されておらず、水産業への被害はない。同様に、区域内における林業被害も報告されていない。

イ 有害鳥獣捕獲の実績

なし

4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

本鳥獣保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより、被害を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

5 国指定鳥獣保護区の指定及び維持管理に関する事項

- | | |
|-----------|-----|
| ①鳥獣保護区用制札 | 20本 |
| ②案内板 | 2基 |